

米子市掲示第 14 号

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 8 日

米子市長 伊 木 隆 司

1 業務の概要

(1) 業務の名称及び数量

弓浜地区まちづくり基本構想策定支援業務（以下、「本業務」という。） 一式

(2) 業務の内容

弓浜地区の活性化及び住民の生活環境の改善につながるまちづくりを進めるための構想策定に向けた一連の支援を行う。なお、詳細は弓浜地区まちづくり基本構想策定支援業務プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）及び弓浜地区まちづくり基本構想策定支援業務仕様書（以下、「仕様書」という。）による。

(3) 事業期間

契約の締結日から令和 9 年 3 月 12 日まで

(4) 提案上限額

提案上限額 15,756,400 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本業務に係るプロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

また、複数の事業者がグループを構成して参加しようとする場合は、業務の責任者が所属する事業者を代表事業者とし、参加する事業者すべてが次に掲げる要件すべてを満たさなければならない。

なお、既に提案参加している者、又は提案参加者の構成員となっている者が他の提案参加者の構成員になることはできない。

- (1) 令和 8 年度米子市建設工事（測量等業務）入札参加資格者名簿に建設コンサルタントの業種で登録されていること。
- (2) 鳥取県内に契約を締結する権限を有する事務所等（本店、支店又は営業所）を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 米子市が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平

成 14 年法律第 154 号) の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下、「暴力団」という。) でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下、「暴力団員」という。) 又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

3 審査会の設置

提案書類の審査を行うため、米子市公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会 (弓浜地区まちづくり基本構想策定業務) (以下、「審査会」という。) を設置する。

4 第 1 次審査

提案書類の提出が 4 者を超えた場合には、提出された提案書類について審査会で評価し、第 2 次審査を実施する 4 者を選出する。提案書類の提出が 4 者を超えない場合は、第 1 次審査を実施せず、参加資格を有する者全てに対し第 2 次審査を実施する。

5 第 2 次審査

4 により選出された者に対し、審査会で提案書類に基づくプレゼンテーションを実施し、評価を行う。プレゼンテーションについては対面式での実施を予定しているが、WEB 会議形式に変更する可能性がある。

6 最優秀提案者の選定

第 2 次審査の結果に基づき、評価の高い順に順位付けをし、最高点を得たものを最優秀提案者として選定する。

なお、第 2 次審査の結果によっては、最優秀提案者を選定しない場合がある。

7 手続等

実施要領による。

8 契約の締結

6 により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、改めて見積書を徴取し、契約を締結する。この協議には、提案書類の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含み、協議の結果、仕様書を修正する場合がある。

協議が不調のときは、同項により順位付けられた上位の者から契約締結の協議を行う。

9 その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、実施要領による。